

区内で住宅宿泊事業（民泊）を始める事業者の皆さまへ

事業系ごみの排出方法のご案内

宿泊者が届出住宅内で排出したごみは、「事業系ごみ」になります。

事業活動に伴って出されたごみは、事業者自らの責任で、その処理をすることが法令等で義務づけられています。

（法令抜粋）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理(※)しなければならない。

「葛飾区における住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン」

第3 住宅宿泊事業実施前の事前準備

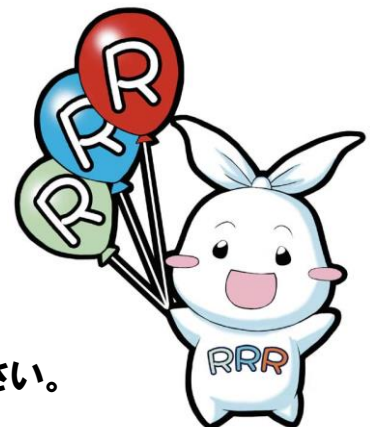
6（4） 事業の実施に伴い排出される廃棄物に関して、法令等を遵守し、区の清掃事務所に相談すること
また、上記により行った相談について、日時、相談内容等の記録を作成すること（様式5）

※「適正な処理」とは、法令で定められた基準（委託基準、処理基準等）に従って処理をすることです。廃棄物処理施設に手数料を負担して自己搬入をすることや許可業者への委託処理も含まれます。

区では、家庭ごみの収集に支障のない範囲で「事業系ごみ」の収集を行っています。

「事業系ごみ」をやむなく区の収集に出す場合には、次ページのルールをしっかりと守ってください。

大量に出される「事業系ごみ」は自己処理をしてください。



1 区の収集を利用する場合

葛飾区発行の「事業系有料ごみ処理券（有料シール）」を貼付してください。その際は、必ず「事業所名」を明記してください。

収集日当日の朝8時までに集積所にお出しください。

集積所の設置については、清掃事務所に
ご相談ください。



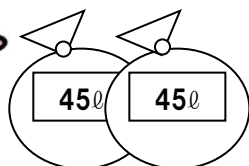
区の収集に出せるのは

ごみ排出 1 回あたり

90ℓまでです

(たとえば 45ℓで2袋まで)

90ℓルールで
お願いします！



これを超える場合は
民間の許可業者による
収集を利用して
ごみを処理してください。

1 回の排出で 90 ℓ を超えた場合や
有料シールが貼付されていない場合、区では収集できません。

事業系ごみは「資源」も含めすべて有料です。
家庭ごみに事業系ごみを混入させているものは、
収集することはできません。

2 民間の許可業者の収集を利用する場合

事業系ごみの排出が1回あたり90ℓを超える場合には、葛飾区から一般廃棄物収集運搬の許可を受けた業者（許可業者）に収集を依頼してください。

区内でも多くの事業所が民間収集を利用してごみを処理しています。

区のホームページから許可業者をお探しいただけます。

<https://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000048/1001537/1001680.html>

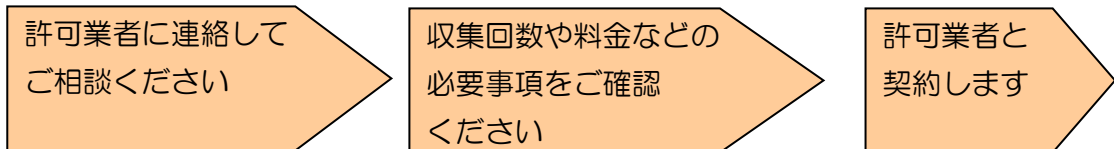
[くらし・手続き](#) > [ごみ・リサイクル](#) > [事業系ごみ・廃棄物](#) > [事業系ごみの処理](#)

区内の許可業者が作る事業組合でも許可業者を紹介しています

東京都環境衛生事業協同組合 葛飾区支部

☎ 03 - 5672 - 1640

(1) 許可業者との契約の流れ



業者によっては、早朝、毎日収集を行なっているところもあります。

時間、回数、場所、収集方法などは許可業者と相談してください。

契約内容は、排出実態にあわせて、定期的に見直しを行いましょう。

家庭ごみの分別とは異なりますので、ご注意ください！

(2) 分別について

廃棄物処理法の区分に従い「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分別します。

区 分	種 類
産業廃棄物 (法令で定められた20種類)	<u>プラスチック(※)</u> 、ゴム、ガラス、金属、汚泥、一部特定の製造業からの木くずや紙くずなど
一般廃棄物 (産業廃棄物以外の廃棄物)	紙くず、生ごみなど

※ プラスチックは産業廃棄物です。紙ごみ、生ごみと一緒に処理できません。

* 資源の分別は許可業者によって異なります。契約時に相談しましょう。

(3) 処理料金について

一般廃棄物の処理を委託する際の契約料金は、区が条例で定める手数料額（＝区が発行する事業系有料ごみ処理券の価格）を超えてはならないことになっています。

葛飾区における一般廃棄物の処理料金の上限

令和5年10月1日からは **1kgあたり 46円（税込）**

産業廃棄物の処理料金には上限はありません。ごみの性状、量、収集回数などにより異なります。

許可業者のほとんどが産業廃棄物と一般廃棄物の両方の許可を持っています。

一般廃棄物と産業廃棄物を合わせて委託した場合や、ペットボトルや古紙などの資源も合わせて委託契約した場合には、区の有料シールを使う場合よりも処理料金が安くなる場合もあります。

3 資源の分別の徹底

事業活動に伴って発生する資源はごみにせず、古紙、びん、缶など種類ごとに適切に分別を行うよう徹底しましょう。古紙、びん、缶の回収のご相談は、一般廃棄物処理の許可業者のほか、下記組合でも受付けています。

問い合わせ先 葛飾資源リサイクル事業協同組合 ☎03-5654-9420

4 問い合わせ一覧

- ★ 区が収集する事業系ごみに関すること
葛飾区清掃事務所 作業係 ☎03-3693-6113
- ★ 一般廃棄物の許可制度に関すること
葛飾区清掃事務所 事業調整係 ☎03-3693-6113
- ★ 産業廃棄物の許可制度、委託基準に関すること
東京都 環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 指導係
☎03-5388-3586
- ★ 産業廃棄物の契約方法やマニフェスト制度について
公益社団法人 全国産業廃棄物連合会
<http://www.zensanpairen.or.jp/> ☎03-3224-0811